

補注

1 新しい立法

- ①（三八頁一〇行目）「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成一九年制定、同二一年四月より全面施行の予定）により、明確な財政指標の導入による早期の財政健全化のための制度などが導入されます。同法については、<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>（総務省）参照。
- ②（四一頁最終行）産業活力再生特別措置法改正（平成一九年）によって、適格民間ADR（裁判外の紛争解決）機関による事業再生を促すとともに、私的整理から特定調停や再生・更生手続への円滑な移行を可能にする新制度（産活法四八条以下参照）が導入されました。平成二〇年一〇月に、事業再生実務家協会が、初めて、事業再生ADR機関として認証・認定を受け

ています（瀬戸英雄「事業再生ADRへの期待」NBL八九五号四頁（平成一〇年）参照）。

③（四六頁最終行）信託法制定（平成一九年）により、受託者倒産時の信託財産の取り扱いなどが明確化され（信託法二五条参照）、同時に実現した破産法改正により、「信託財産の破産」制度（破産法二四四条の一以下）が新設されました。

④（一〇五頁一〇行目）②で述べた産活法改正により、包括ライセンス契約によつて許諾された特許権等の通常実施権について、「特定通常実施権登録制度」が創設・実施されています（産活法五八条等参照）。この制度を使えば、許諾対象である特許権等の番号等を用いない特定方法の採用などにより、通常実施権が登録しやすくなると期待されています。破産法五六条等との関係では、ライセンサー破産の場合のライセンシー保護がはかられやすくなつたと言えます。この新制度の詳細は、http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/tokutei_index.html（経産省）を参考にしてください。

⑤（一八三頁三行目）「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成一八年）による貸金業法等改正により、すでに貸金業者への規制が強化されており、今後、過剰貸付の抑制、グレーゾーン金利廃止などの措置が順次施行していくことになります。内閣に設けられている多重債務者対策本部の活動も含めて、以下のURLが参考になります。<http://>

www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html

⑥ その他、金融商品取引法（平成一八年改正〔平成一八年法律六五号〕により、証券取引法が改組されたもの）、電子記録債権法（平成一九年法律第一〇二号）、保険法（平成一〇年法律五六号）なども、直接間接に倒産手続に関する法律の改正です。

2 最高裁の重要判例

①（七〇頁一二行目）最判平成一八年一二月二日民集六〇巻一〇号三九六四頁

破産者の敷金返還請求権に質権を有していた質権者との関係での破産管財人の善管注意義務の違反の有無や破産財団の不当利得が問題になつたケース（不当利得を肯定）

②（一一〇頁七行目）最判平成一〇年一二月一六日（判例集未登載）

いわゆるフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約中の、ユーリーザーについて民事再生手続開始の申立てがあつたことを契約の解除事由とする旨の特約は無効であると判断したもの。会社更生については、同旨の判例がありましたが、民事再生について、最高裁の立場が明らかにされた点に意義があります。

③（一二七頁三行目）最判平成一九年一月一五日民集六一巻一号二四三頁

将来債権譲渡担保が広く利用されてくるに伴つて、担保設定者（通常は債務者）の倒産手続において、担保の効力を将来発生する債権にまで無制限に及ぼしていいのか、という点が、深刻な問題になつてきています。この問題についての直接の判例はまだありませんが、本判決は、債権の譲渡担保権者に対する確定的譲渡効を認め、国税の法定納期限等以前に第三者対抗要件が具備されていた場合には、たとえその目的債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、譲渡担保権者のいわゆる第一次納税義務は否定されるとしました（国税徴収法二四条六項【現八項】参照）。この判例により、倒産手続においてもその効力が認められる公算が強くなつたと考えられます。

④（一七五頁一四行目）最判平成二〇年三月一三日民集六二巻三号八六〇頁

本判決は、少数派の再生債権者が、債権の一部の譲渡等により、いわゆる頭数可決要件（民事再生法一七二条の三第一項一号）を成立させることは、同号の少額債権者保護の趣旨を潜脱するものであり、決議が不正な方法によつて成立した（民事再生法一七四条二項三号）場合として、不認可事由にあたるとしました。

最近の倒産統計の動向

破産	個人148,524件、企業9,365件
民事再生	通常事件654件、小規模個人再生24,586件、 給与所得者等再生3,086件
会社更生	19件
特別清算	395件

⑤（一八七頁最後の行）最判平成一八年一月二三日民集六〇巻一号二

二八頁

破産債権者は破産者の自由財産に対して強制執行等はできませんが、破産者が自由財産から破産債権者に対して弁済をした場合の効力は、自明とはいえませんでした。本判決は、かかる弁済は有効であるとしながら、少しでも強制的要素が伴う場合には、任意弁済とは言えず、債権者は返還義務を負うとしました。

3 倒産手続運用の実態など

①（二二頁、最近の倒産統計の動向）二〇〇七年の法的倒産手続の新受件数は上の表のようになっています。

この新受件数と二一頁の表を比較していただければ明らかに、破産、民事再生（通常事件）、会社更生手続の件数は、このところ減少傾向にありました。しかし、二〇〇八年秋からの激しい景気悪化で、倒産事件

(とくに、企業倒産事件) の数も増加傾向にあるようです。日本経済新聞二〇〇九年一月一四日の朝刊七面の記事によると、二〇〇八年の負債額一〇〇〇万円以上の企業倒産件数（東京商工リサーチ調べ）は、一万五千件を超えた（前年比で一一%の増加）ということです。今後とも倒産件数の増加は避けられないと思われます。

② 倒産法の改正後の運用の実態と問題点などを知るためには、たとえば次の法律雑誌での「特集」が参考になるでしょう。

「特集・倒産法制整備の評価と展望」ジュリスト一三四九号（平成二〇年）

「特集・新破産法の三年」法律のひろば平成二〇年一月号

なお、最近、私的整理から会社更生への円滑な移行に関する運用上の提言が注目を集めています。この動きに関しては、多比羅誠ほか「私的整理ガイドライン等から会社更生への移行」NBL八八六号七頁（平成二〇年）を参照してください。